



2022. 6. 30



環境のミカタ(株)と「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の契約を締結

静岡銀行(頭取 柴田 久)では、SDGs への取り組みの一環として、環境のミカタ株式会社(社長 渡辺和良)と「ポジティブ・インパクト・ファイナンス(※)」契約を締結しましたので、その概要をご案内します。

※企業活動が環境・社会・経済のいずれかの側面において与えるインパクトを包括的に分析し、特定されたポジティブインパクトの向上とネガティブインパクトの低減に向けた取り組みを支援する融資

1. 契約日 6月30日(木)
2. 融資金額 1億円
3. 資金使途 運転資金
4. 環境のミカタ(株)の取り組みについて(詳細は「評価書」をご参照ください)

- 同社は、一般廃棄物および産業廃棄物の収集運搬・処分事業者で、主要事業である環境コーディネート事業を通じて地域の環境保全に取り組まれています。
- また、労働環境の改善や職場の安全性を高める活動にも積極的に取り組むとともに、ダイバーシティ経営の実践や充実したキャリア支援制度など、働きやすい職場環境づくりに努めています。
- 今回、同社の企業活動が社会・環境・経済に与えるインパクトを、以下のとおり評価しました。

環境面	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に貢献する環境コーディネート事業(廃棄物収集運搬・処分事業、行政受託事業、リサイクル事業の展開) ・未来エネルギー供給事業への参画(事業者が排出した産業廃棄物を回収し、リサイクル発電事業者がバイオガス発電で創出した電力を産業廃棄物を排出した事業者に戻元する取り組み) ・藤枝市と「生ごみの資源化に関する連携協定書」の締結 ・周辺環境への配慮(騒音・振動・粉塵対策を徹底した工場、堆肥化施設における完全脱臭、浄化槽による排水の無害化) ・気候変動対策(全工場における CO2 排出量ゼロの達成など) 	
社会面	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイバーシティ経営の実践(女性活躍支援チームの発足、外国人の雇用、障がい者への業務委託) 	

5. その他
 - (1)インパクト評価/国連環境計画金融イニシアティブが提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」およびポジティブインパクトファイナンスタスクフォースが提唱した「インパクトファイナンスの基本的考え方」に基づき、一般財団法人静岡経済研究所が(株)日本格付研究所の協力を得て評価を実施
 - (2)モニタリング体制/一般財団法人静岡経済研究所とともに「ポジティブ・インパクト金融原則」に従い構築した内部管理体制のもと、インパクト評価で特定した KPI について、融資期間中における借入人のインパクトパフォーマンスのモニタリングを実施

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：環境のミカタ株式会社

2022年6月30日

一般財団法人 静岡経済研究所

目次

＜要約＞	3
企業概要	4
1. 事業概要	6
1-1 事業概況	6
1-2 経営理念	13
1-3 業界動向	13
1-4 地域課題との関連性.....	16
2. サステナビリティ活動	19
2-1 環境面での活動.....	19
2-2 社会面での活動.....	24
2-3 経済面での活動.....	29
3. 包括的分析	31
3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析.....	31
3-2 個別要因を加味したインパクト領域の特定.....	31
3-3 特定されたインパクト領域とサステナビリティ活動の関連性.....	32
3-4 インパクト領域の特定方法.....	32
4. KPI の設定	33
4-1 環境面	33
4-2 社会面	36
5. 地域経済に与える波及効果の測定	37
6. マネジメント体制	37
7. モニタリングの頻度と方法	37

静岡経済研究所は、静岡銀行が、環境のミカタ株式会社（以下、環境のミカタ） に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、環境のミカタの企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響およびネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

<要約>

環境のミカタは連結子会社 2 社を含めた環境のミカタグループを形成している一般廃棄物および産業廃棄物の収集運搬・処分事業者である。主要事業である環境コーディネート事業は、廃棄物収集運搬・処分事業と行政受託事業、リサイクル事業に分けられ、排出事業者や一般家庭から廃棄物を収集し、マテリアルリサイクルやサーマルリサイクルをすることで環境保全に貢献している。排出した事業者から回収した廃棄物をエネルギーとして還元する未来エネルギー供給事業や、空き家問題を解決する街のプロデュース事業にも取り組む。

周辺環境に配慮した工場は、事業に伴い発生する環境汚染リスクを低減させており、気候変動対策を施すことで全工場にて CO2 排出量 0 を達成している。自社から排出する廃棄物に関しても、DX 化を推進することでペーパーレスに取り組んでいる。労働環境の改善や職場の安全性を高める活動にも積極的であり、ダイバーシティ経営の実践や充実した成長支援制度など、働きやすい職場環境を提供している。そのほか、リサイクル製品の売上の寄付などといった社会貢献活動による付加価値の向上やブランドの構築、産業廃棄物業界で初となる ISO27001 認証の取得、事業継続性を高める BCP の策定などにも取り組み、経済面や社会面での貢献も認められる。

環境のミカタのサステナビリティ活動等を分析した結果、ポジティブ面では「住居」、「健康・衛生」、「教育」、「雇用」、「エネルギー」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」、「包括的で健全な経済」、「経済収束」が、ネガティブ面では「健康・衛生」、「雇用」、「人格と人の安全保障」、「水（質）」、「大気」、「土壌」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」、「経済収束」がインパクトとして特定され、そのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、環境のミカタの経営の持続可能性を高める 5 つの項目について、KPI が設定された。

今回実施予定の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

金額	100,000,000 円
資金用途	運転資金
モニタリング期間	5 年 0 ヵ月

企業概要

企業名	環境のミカタ株式会社
所在地	焼津市上新田 1019 番地
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・事業統括本部 藤枝市前島 2 丁目 21 番地 1 ・業務本部（本店） 焼津市上新田 1019 番地 ・アースプロテクションセンター第一工場 焼津市利右衛門 1241 番地 1 ・アースプロテクションセンター第二工場 焼津市利右衛門 1182 番地 ・アースプロテクションセンター第三工場 焼津市利右衛門 1049 番地 1 ・相川工場 焼津市相川 2098 番地 ・高柳リサイクルセンター 藤枝市高柳 2255
従業員数	グループ全体 140 名（男性 111 名、女性 29 名）
資本金	5,700 万円
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬・処分事業 ・一般廃棄物収集運搬・処分事業 ・リサイクル事業 ・未来エネルギー供給事業 ・街のプロデュース事業 ・ロール事業
グループ会社	<p>株式会社中部環境（行政受託事業、揮発油販売事業）</p> <p>株式会社 Wizeley International Japan （輸出事業、不動産事業）</p>
許認可・登録・免許	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬業許可（福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、大津市、奈良県） ・産業廃棄物処分業許可（静岡県） ・一般廃棄物収集運搬業許可（焼津市、藤枝市、島田市、吉田町、川根本町、牧之原市、静岡市、御前崎市） ・一般廃棄物処分業許可（焼津市、藤枝市） ・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（神奈川県、静岡県、愛知県、広島県） ・廃棄物再生事業者登録（静岡県、農林水産省関東農政局） ・一般貨物自動車運送事業許可（静岡県） ・建設業許可（とび・土工工事業、土木工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業） ・計量証明事業登録

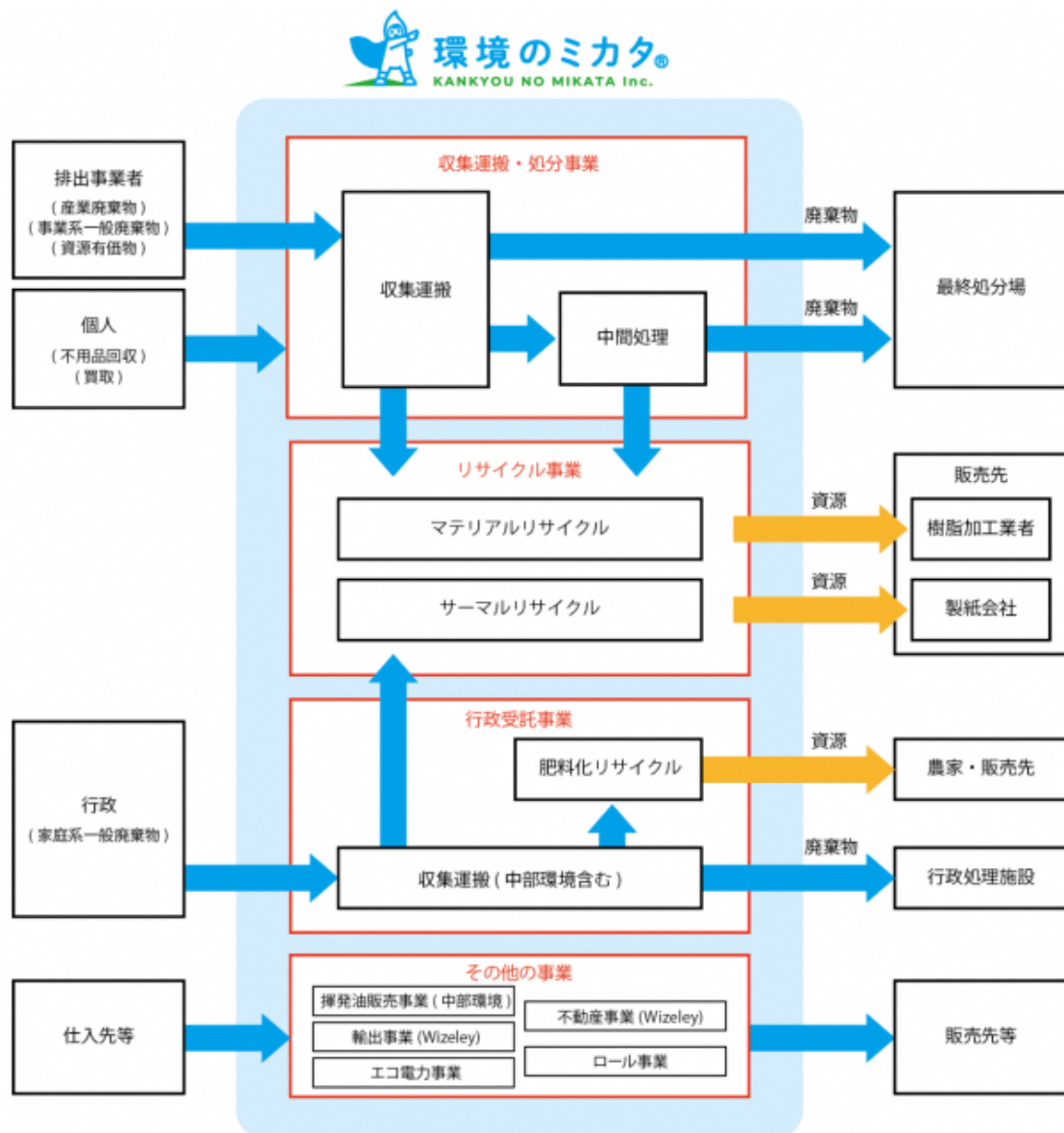
<p>認証等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・優良産廃処理業者認定 産業廃棄物収集運搬（福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、大津市） 産業廃棄物中間処理（静岡県） 特別管理産業廃棄物収集運搬（神奈川県、静岡県、愛知県、広島県） ・ISO14001、ISO27001
<p>主要取引先</p>	<p><回収先></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物：飲料・食品・水産加工・電気機器・製薬衛生関連などをはじめとする大手メーカーから個人事業者まで 800 先以上 ・事業系一般廃棄物：焼津市、藤枝市、島田市、吉田町、牧之原市、御前崎市、川根本町の小売店や飲食店など約 1,000 先 ・家庭系一般廃棄物：焼津市、藤枝市、島田市、吉田町、牧之原市、川根本町の一般家庭 <p><リサイクル製品販売先></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本製紙木材(株)、王子エコマテリアル(株)、(株)レックス など
<p>沿革</p>	<p>1975 年 渡辺興業を創業、産業廃棄物処理業許可取得 1977 年 中部再生興業有限会社を設立 1980 年 産業廃棄物収集運搬業許可取得 1991 年 相川工場開設 1992 年 アースプロテクションセンター第一工場開設 1993 年 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得 1996 年 株式会社へ改組し社名を株式会社チューサイへ変更 2001 年 アースプロテクションセンター第二工場開設 2007 年 アースプロテクションセンター第二工場にて RPF 製造開始、高柳リサイクルセンター開設 2008 年 アースプロテクションセンター第二工場にマテリアル・サーマルリサイクル施設を増設 2013 年 一般廃棄物処理業許可取得 2019 年 アースプロテクションセンター第三工場開設 2020 年 社名を環境のミカタ株式会社へ変更 2022 年 東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ株式上場</p>

1. 事業概要

1-1 事業概況

環境のミカタは、同社及び連結子会社 2 社の合計 3 社で構成される環境のミカタグループに属する一般廃棄物および産業廃棄物の収集運搬・処分事業者である。同グループは、静岡県を中心として、環境コーディネート事業（廃棄物収集運搬・処分事業、行政受託事業、リサイクル事業）、およびその他の事業（揮発油販売事業、輸出事業、不動産事業、ロール事業、エコ電力事業など）を行っており、環境のミカタは、一般・産業廃棄物の収集運搬・処分事業、リサイクル事業を主に担う。

<事業系統図>



事業別売上高構成比については、廃棄物収集運搬・処分事業が売上全体の7割以上を占め、同グループの基幹事業となっている。次いで行政受託事業、その他の事業、リサイクル事業の順に売上割合が大きい。

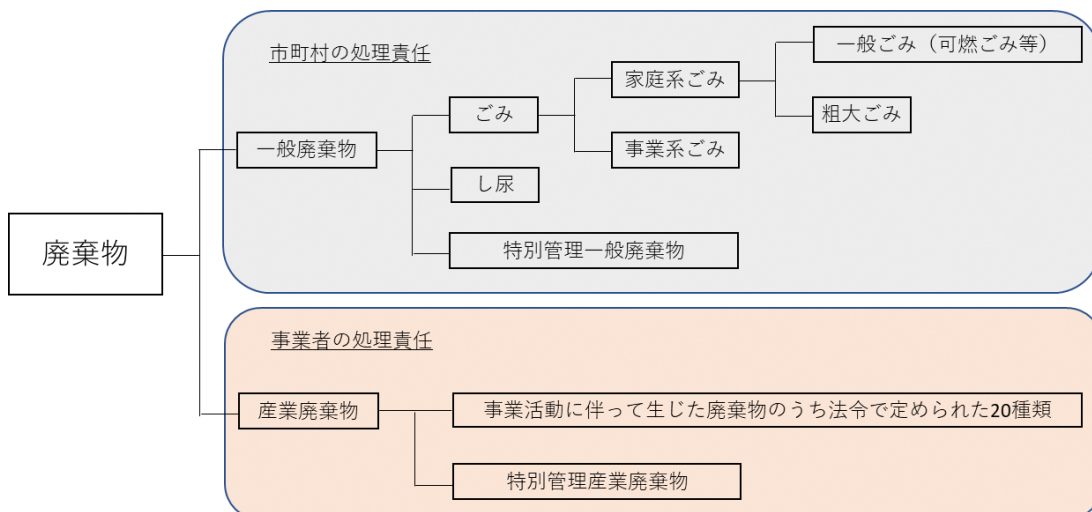
<事業別売上高構成比（第45期）>

事業区分	売上高（千円）	売上全体に占める割合（%）
廃棄物収集運搬・処分事業	1,397,823	74%
行政受託事業	226,653	12%
リサイクル事業	85,361	5%
その他の事業	168,013	9%
合計	1,877,851	100%

（注）上記の金額には、消費税等は含まれない

一般にごみと呼ばれる廃棄物は、大きく産業廃棄物と一般廃棄物の2つに分類される。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じるもののうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）で規定された20種類の廃棄物のことであり、これに該当しないものが一般廃棄物となる。廃棄物の収集運搬には、都道府県や市町村などの許可が必要であり、出発地・到着地両方の認可を得なければならない。環境のミカタでは1都14県8市の許可を所持しており、収集運搬可能エリアが東北から近畿地方までと広く、大規模事業所から一般の個人まで、あらゆる依頼者からのニーズに対応できるという強みをもつ。加えて、認定されると産業廃棄物処理業の許可の有効期限が5年から7年に延長されるなどの優遇が受けられる優良認定を、13行政で取得している。

<廃棄物の区分>



資料：各種資料をもとに当所にて作成

工場については、主に廃棄物の破碎や減容、選別を行う相川工場、主に廃プラスチックなどの廃棄物からペレットや固形燃料（RPF）を製造するアースプロテクションセンター第1工場（EP1）、第2工場（EP2）、主に廃棄物の容積を減容させる圧縮や切断を行うアースプロテクションセンター第3工場（EP3）、主に袋入りの生ごみや缶詰などの破碎分離を行い、肥料化機能を持つ高柳リサイクルセンターの計5工場を擁している。廃棄物の種類やリサイクル方法などに合わせて工場を使い分けることで、適正かつ環境に優しい処理を可能にしている。

<工場一覧>

アースプロテクションセンター第1工場
(EP1)



破碎選別施設/RPF製造施設/大型選別機/金属選別

- 廃棄物の破碎、減容を行う破碎選別施設
- 大型選別機による廃棄物の機械選別
- 廃プラスチックなどの廃棄物からRPFを製造

アースプロテクションセンター第2工場
(EP2)



RPF製造施設/ペレット製造施設/破碎分離施設/中和施

- 廃プラスチックなどの廃棄物からRPFを製造
- 単一素材のプラスチックからペレットを製造
- 容器入りの廃液を破碎分離
- 廃酸、廃アルカリの中和処理

アースプロテクションセンター第3工場
(EP3)



圧縮施設/切断施設

- 廃棄物の容積を減容させる圧縮施設
- 再生資源として販売できる有価再生品や、RPF原料の圧縮
- 廃棄物の切断を行う切断施設

高柳リサイクルセンター



破碎分離施設/肥料化施設/脱臭施設

- 袋入りの生ごみや缶詰等の破碎分離施設
- 汚泥・動植物性残さ等の肥料化リサイクル施設
- 発酵ガスの段階的無臭化施設

相川工場



選別施設/破碎機

- 廃棄物の選別施設

また同社は、計量器付き塵芥収集車や脱着装置式コンテナ専用車など、9種類以上の多種多様な運搬車両を50台以上保有しており、廃棄物の種類や規模に応じて最適な方法で収集運搬を行っている。

<所有車両一覧>

種類	台数
パッカー	21台
フックロール	10台
ウイング	6台
ユニック	3台
キャブオーバー	3台
バキューム	3台
バン	3台
パワーゲート	1台
高圧洗浄車	1台

産業廃棄物の収集運搬・処分事業において、顧客に当たる排出事業者は、飲料・食品・水産加工・電気機器・製薬衛生関連をはじめとする大手メーカーから個人事業者まで合わせて800を超える。収集した産業廃棄物は、リサイクルが可能なものは分別し、リサイクル不可能であったり、処理に高コストを必要とするものは焼却や破碎などの中間処理を行うことで、最終処分場で埋め立てる量を最小限に抑えている。例えば廃プラスチックの場合、受入・計量・保管をした後、選別・分別を経て、リサイクルできるものはペレットやRPFなど、その種類に適した形で再生し、リサイクルができないものは破碎や圧縮、分離して最終処分場へ埋め立てる容量を減らしている。

<産業廃棄物 処理の流れ>

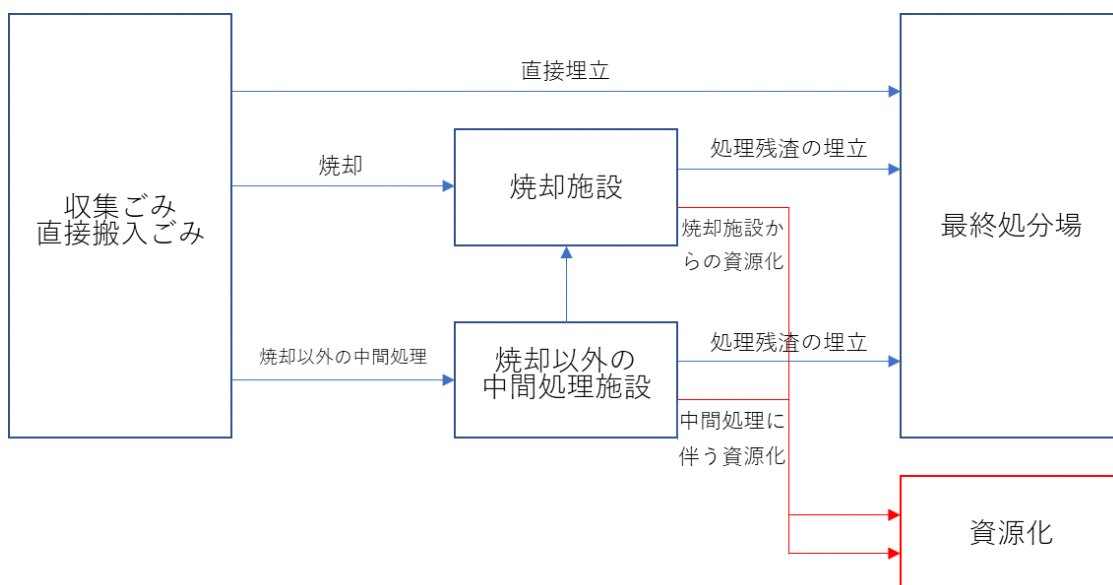
品目	共通処理		処理方法	中間処理後
廃プラスチック類	受入計量保管	分別選別	圧縮	最終処分（埋立）を委託 焼却処分を委託 再生処理を委託 再生材として売却 固形燃料として売却
圧縮梱包				
固形燃料製造			固形燃料として売却	
破碎			最終処分（埋立）を委託 焼却処分を委託 再生材として売却 自社再生工場に搬送	
破碎分離				
切断				
溶解ペレット化	再生材として売却			
ガラス コンクリート 陶磁器くず	受入計量保管	分別選別	圧縮	最終処分（埋立）を委託 再生処理を委託
圧縮梱包				
破碎				
破碎分離				
がれき類	受入計量保管	分別選別	破碎	最終処分（埋立）を委託
動植物性残渣	受入計量保管	分別選別	固形燃料製造	固形燃料として売却
廃酸 廃アルカリ	受入計量保管	分別選別	破碎分離	焼却処分を委託 再生処理を委託 リサイクル（メタン発酵、肥料化）
中和				
金属くず	受入計量保管	分別選別	圧縮	再生材として売却
圧縮梱包				
破碎			最終処分（埋立）を委託 再生処理を委託 再生材として売却 有価売却	
破碎分離				
紙くず	受入計量保管	分別選別	圧縮	再生材として売却 自社再生工場に搬送
圧縮梱包				
固形燃料製造			固形燃料として売却	
破碎			自社再生工場に搬送	
木くず 繊維くず	受入計量保管	分別選別	固形燃料製造	固形燃料として売却
破碎			再生処理を委託 自社再生工場に搬送	
汚泥	受入計量保管	分別選別	固形燃料製造	固形燃料として売却
破碎分離			活性汚泥処理を委託	
廃油	受入計量保管	分別選別	固形燃料製造	固形燃料として売却

＜産業廃棄物の受入量・処分量（アースプロテクションセンター、第45期）＞

			(トン)											
品目	処分方法・受入実績	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
廃プラスチック類	受入量	1206.63	1130.45	1125.59	1033.80	1052.65	1378.22	1226.11	1146.19	1127.01	1213.73	1032.91	1319.23	13992.52
	処分量	150.21	145.24	156.93	121.18	133.90	152.71	126.06	97.56	91.83	91.49	77.95	91.09	1436.15
	圧縮梱包	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固形燃料製造	846.27	826.96	785.93	739.93	778.48	995.83	887.02	880.21	846.83	852.92	769.83	985.05	10195.26
	破碎	203.93	154.90	178.99	169.39	136.84	225.69	209.47	165.47	184.43	266.19	182.24	240.21	2317.75
	破碎分離	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	溶融・レット化 切断	6.22	3.35	3.74	3.30	3.44	3.99	3.56	2.96	3.93	3.13	2.90	2.89	43.41
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	受入量	111.37	119.49	119.39	101.47	87.14	119.02	127.02	84.89	92.72	111.32	92.21	100.12	1266.16
	処分量	46.41	54.84	62.43	57.74	45.85	67.31	61.57	46.76	54.28	61.52	44.74	54.47	657.92
	圧縮	64.96	64.65	56.96	43.73	41.29	51.71	65.45	38.13	38.44	49.80	47.47	45.65	608.24
	圧縮梱包 破碎分離	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
がれき類	受入量	2.30	1.90	1.63	2.51	0.08	3.14	2.88	5.34	1.28	1.18	3.10	2.25	27.59
	処分量	2.30	1.90	1.63	2.51	0.08	3.14	2.88	5.34	1.28	1.18	3.10	2.25	27.59
動植物性残渣	受入量	28.41	31.37	38.75	25.06	37.83	43.96	38.17	21.46	20.72	20.33	15.50	22.79	344.35
	処分量	28.41	31.37	38.75	25.06	37.83	43.96	38.17	21.46	20.72	20.33	15.50	22.79	344.35
廃酸	受入量	21.35	101.01	11.10	14.35	10.46	30.03	34.96	46.95	85.09	369.23	212.49	233.48	1170.50
	処分量	14.81	11.47	11.10	14.35	0.08	11.55	16.81	27.16	82.61	279.87	192.56	224.28	886.65
	中和	6.54	89.54	0	0	10.38	18.48	18.15	19.79	2.48	89.36	19.93	9.20	283.85
金属くず	受入量	31.52	30.78	26.77	9.78	27.62	54.84	36.84	24.38	39.57	27.93	53.05	27.65	390.73
	処分量	0	0	0	0	0	5.64	0	0	0	0	0	0	5.64
	圧縮梱包	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	破碎 破碎分離	31.52 0	30.78 0	26.77 0	9.78 0	27.62 0	49.20 0	36.84 0	24.38 0	39.57 0	27.93 0	53.05 0	27.65 0	385.09 0.00
紙くず	受入量	10.96	10.09	8.35	7.91	10.28	13.99	14.06	13.20	34.06	16.00	16.79	12.34	168.03
	処分量	0	1.10	1.42	0	0	1.76	1.43	0	5.00	1.27	0	0	11.98
	圧縮梱包	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固形燃料製造 破碎	30.78 0	8.99 0	6.93 0	7.91 0	10.28 0	12.15 0.08	12.63 0	13.20 0	29.06 0	14.72 0	16.79 0	12.34 0	175.78 0.08
木くず	受入量	41.66	43.70	15.48	38.02	46.05	87.57	23.44	43.80	69.76	28.57	35.44	42.01	515.50
	処分量	2.01	1.02	1.59	0	0	0	0	0	0	1.68	0.31	0.78	7.39
	固形燃料製造 破碎	39.65 0	42.68 0	13.89 0	38.02 0	46.05 0	87.57 0	23.44 0	43.80 0	69.76 0	26.89 0	35.13 0	41.23 0	508.11 0
繊維くず	受入量	24.02	15.67	10.87	13.77	9.16	17.30	43.37	9.55	18.25	16.52	14.67	19.03	212.18
	処分量	24.02	14.36	10.87	13.62	9.16	17.24	24.99	9.55	18.25	16.52	14.67	18.88	192.13
	破碎	0	1.31	0	0.15	0	0.06	18.38	0	0	0	0	0	20.05
汚泥	受入量	0	0	0	0	0	0	0.34	0	0.96	0	0	11.87	13.17
	処分量	0	0	0	0	0	0	0.34	0	0.96	0	0	1.00	2.30
	固形燃料製造 破碎分離	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	10.87 0	11 0
廃アルカリ	受入量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	破碎分離 中和	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
廃油	受入量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

一方、一般廃棄物の収集運搬・処分においては、行政受託事業として焼津市や藤枝市、掛川市などの近隣の地方自治体から、一般家庭ごみの回収・処分業務を受託している。一般的に、回収した一般家庭ごみは行政が運営する清掃工場へ運ばれるが、同社が焼津市で回収したプラスチックごみは化石燃料の代替となる RPF へ、藤枝市で回収した生ごみについては高柳リサイクルセンターに運搬され肥料へとリサイクルされる。この肥料化リサイクル施設は 1 日に約 20 トンの生ごみ処理が可能である。また、掛川市で回収した一般家庭ごみは、破碎選別を行うことで、混合廃棄物を高い精度で選別し、リサイクル率を向上させている。

<典型的な一般廃棄物の処理の流れ>



資料：各種資料をもとに当所にて作成

<環境のミカタグループの行政受託業務一覧>

自治体	受託企業	受託内容
藤枝市	環境のミカタ	一般家庭の生ごみの収集運搬および肥料化リサイクル（食品リサイクル）
焼津市	環境のミカタ	家庭系プラスチックごみのサーマルリサイクル
	中部環境	一般家庭のごみの回収（大井川環境共同組合からの受託）
吉田町 牧之原市	環境のミカタ	一般家庭より回収されたガラスの選別・処理先への運搬（愛知県）
御前崎市 牧之原市	環境のミカタ	牧之原市御前崎市広域施設組合に集積されたガラスの運搬（愛知県 トーエイ）
掛川市 菊川市	環境のミカタ	掛川市・菊川市衛生施設組合に集積された布団・スタイロ置のサーマルリサイクル（RPF）
	環境のミカタ	不燃物の分別作業および処理先への運搬（富士市）

環境のミカタが行っている産業廃棄物のリサイクル事業は、回収した廃プラスチック類を選別し原料化・RPF化などを行うことで、再利用できる資源へと再生させるプラスチックリサイクル事業がメインである。プラスチックリサイクルの方法にはマテリアルリサイクルとサーマルリサイクルの2種類がある。マテリアルリサイクルとは、使用済みプラスチックを粉碎・溶融・形成したペレットと呼ばれるプラスチック原料に変え、廃棄物を新たな製品の原料として再利用する方法である。同社で加工されたペレットは、樹脂加工業者に販売され、主に公園のベンチや遊具、道路脇のフェンスなど、公共施設に生まれ変わる。一方サーマルリサイクルは、廃棄物を焼却したり、燃料化することで、熱エネルギーとして回収するリサイクル方法である。マテリアルリサイクルに適さない混合不純物が多い廃プラスチック類は、RPFに加工し、ボイラー燃料として販売先の製紙会社などで利用されている。

その他の事業としては、揮発油販売事業を中部環境が、輸出事業および不動産事業をWizeley International Japanが、ロール事業およびエコ電力事業を環境のミカタが行っている。揮発油販売事業では、焼津市でガソリンスタンドの運営を行っている。輸出事業では再生プラスチック原材料などの輸出を行っており、不動産事業では藤枝市で1件の賃貸用マンションを、焼津市で1件の倉庫を賃貸物件として取り扱っている。ロール事業では、熱硬化性樹脂（フェノール樹脂・エポキシ樹脂）を用途に合わせてその他樹脂と混合し、コンポジット材料（船舶用天然ガスタンク断熱材・ブレーキパッド・グラインダー等研磨剤材料・粉体塗料）として住友ベークライト株式会社より受託製造している。

また、エコ電力事業では工場の屋根に太陽光パネルを設置し、太陽光発電による売電を行っており、近年では、廃棄物の処理過程でエネルギーを抽出し、電力として排出事業者へ還元する未来エネルギー供給事業や空き家を借り受け、リノベーション後に一定期間転貸するサービス「アキサポ」など、これまでの事業領域にとらわれない自由な発想で、持続可能な社会の実現に寄与している。

1-2 経営理念

環境のミカタは、創業以来、「できることは、もっとある」を企業理念として掲げ、価値がないと思われるものから価値を創造する企業を目指している。その結果として、ごみや不要物の概念をなくし、全てがこれからの社会に必要な資源、原料だと考え、未来のための有効活用を進めていくことを最大の目標としている。

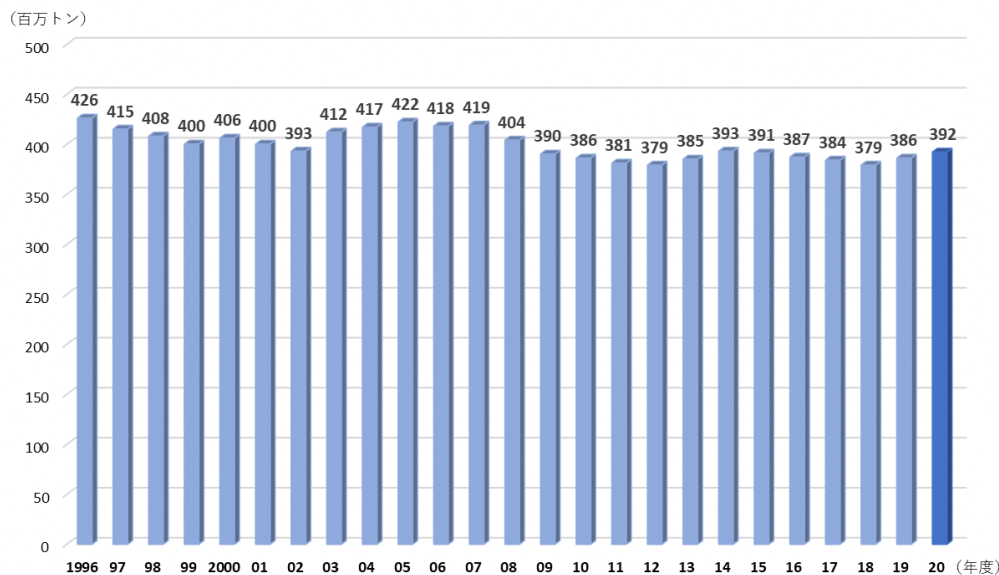
1-3 業界動向

【産業廃棄物の総排出量は横ばい傾向、主要3品目で全体の約8割を占める】

環境省の「令和3年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和2年度速報値」によると、2020年度の産業廃棄物の総排出量は3億9,200万トンで、前年と比べて約2.6%増加している。2009年度から2012年度まではリーマンショックによる景気後退や生産拠点の海外移転などによる国内生産活動の低下の影響を受けて減少傾向だったが、近年はほぼ同水準で推移している。

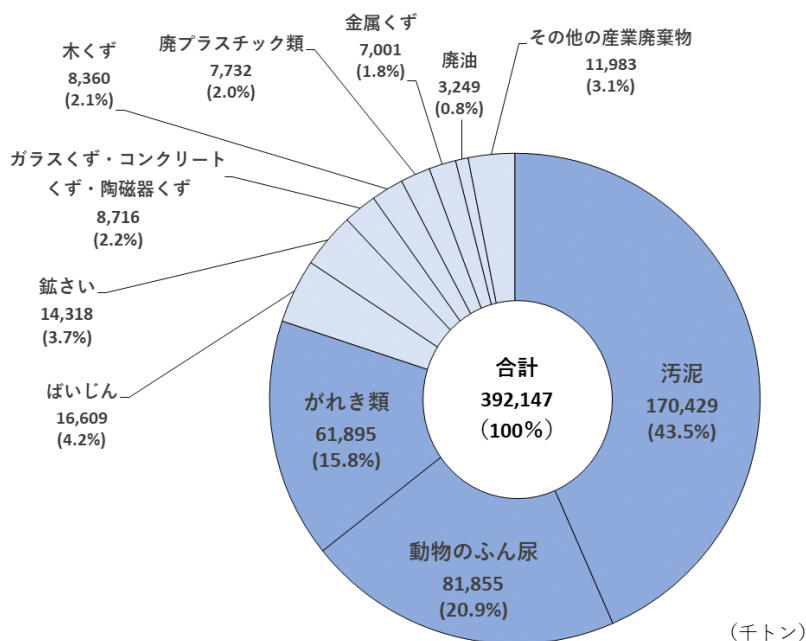
また、2020年度の産業廃棄物の排出量を種類別にみると、汚泥の排出量が最も多く、約1億7000万トン、次いで動物のふん尿が約8,200万トン、がれき類が約6,200万トンとなっており、上位3品目で全排出量の約8割を占めている。

<産業廃棄物の総排出量の推移>



資料：環境省「令和3年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和2年度速報値」

<2020年度 産業廃棄物の種類別排出量>



資料：環境省「令和3年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和2年度速報値」

【求められる信頼性と産業廃棄物の再生利用】

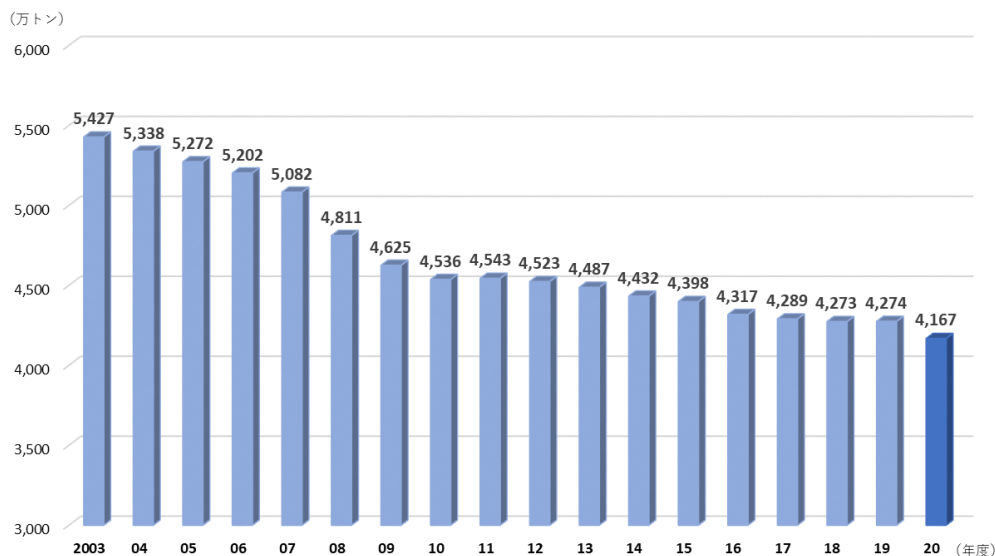
廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理責任はその廃棄物の排出事業者にあるとしている。近年相次ぐ産業廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止する目的からその責任は年々厳格化しており、排出事業者が処理を委託する場合には、コンプライアンスの観点で信頼のできる運搬・処理業者が選ばれている。加えてCSRの観点から、事業者の環境負荷低減への意識が高まり、単純な処分ではなく、堆肥化や燃料化などの再資源化処理に対するニーズが強まっている。

環境のミカタではコア事業として産業廃棄物の運搬・処理事業を行っており、その顧客に当たる排出事業者は、大手メーカーから個人事業者まで合わせて800を超える。環境関連諸法案の遵守を最重要課題と位置づけ、コンプライアンス体制の強化を徹底することで多くの事業者から信頼を勝ち得ている。また、5つの自社工場と9種類60台以上の廃棄物運搬車両を保有しており、多種多様な廃棄物の運搬・処理とそれぞれに適したリサイクルをワンストップで実現している。

【一般廃棄物の総排出量は減少傾向】

2000年に廃棄物処理法が改正され、国による廃棄物処理基本方針や各都道府県による都道府県廃棄物処理計画の策定以降、一般廃棄物の総排出量は年々減少傾向にある。背景には市民のごみ発生抑制に対する意識の向上や製品メーカーなどによる簡易包装化、ごみ袋の有料化を含む市町村のごみ処理有料化などがある。環境省の「日本の廃棄物処理 令和2年度版」によると、2003年度の5,427万トン以降、総排出量は減少傾向にあり、2020年度には2003年度比▲23.2%の4,167万トンとなっている。政府や企業による環境負荷低減に向けた取り組みや人口減少などを鑑みると、減少傾向は今後も続くものと思われる。

＜一般廃棄物総排出量の推移＞



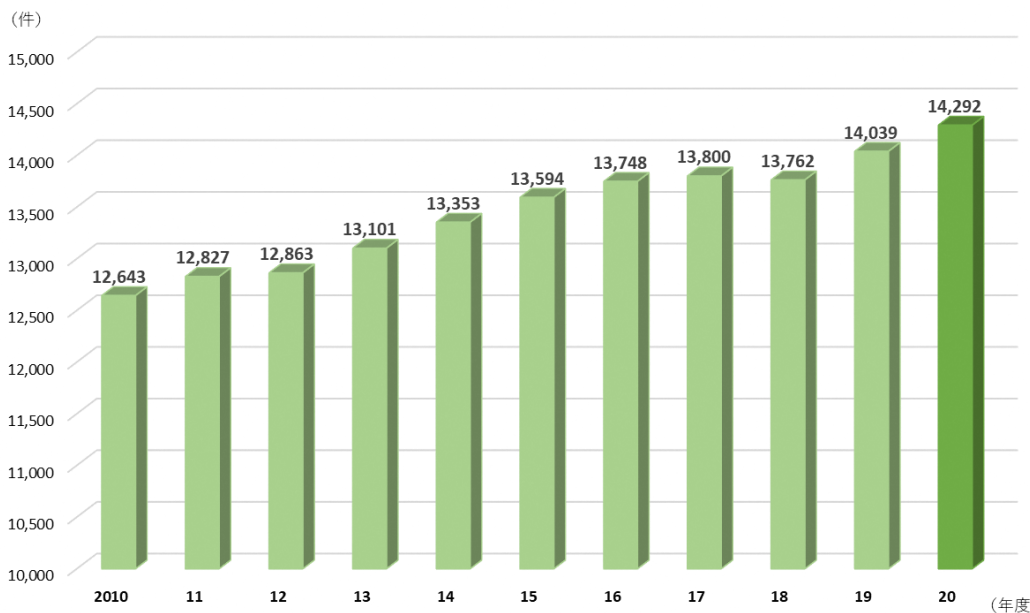
資料：環境省「日本の廃棄物処理 令和2年度版」

【進む民間業者への処理委託】

一般廃棄物のうち家庭ごみについては、処理責任が各市町村にあり、その大半が市町村の焼却施設などの中間処理施設で処理されているが、市町村の処理施設が処理能力を満たさない場合には、これを補うべく民間の中間処理業者に処理を委託している。近年では、行政の簡素化、効率化を目的に民間事業者への処理委託件数が年々増加しており、環境省によると2020年の市町村による民間事業者への委託件数は14,292件と過去最多を記録した。

環境のミカタでは、藤枝市や焼津市など県内5市1町から廃棄物の運搬や処理、リサイクルを受託しており、地域社会インフラを支える施設として欠かせない存在となっている。

<家庭ごみ処理の民間委託件数の推移>



資料：環境省「日本の廃棄物処理 令和2年度版」

1-4 地域課題との関連性

【第4次静岡県循環型社会形成計画】

環境省の「日本の廃棄物処理 令和2年度版」によると、リデュース（1人1日当たりのごみ排出量）の取組みについて、人口10万人以上50万人未満の市町村の中で掛川市が616.1グラム/人日で全国1位、藤枝市が687.2グラム/人日で6位であり、人口50万人以上の市町村においても浜松市が831.6グラム/人日で8位となっており、県内市町は廃棄物削減へ積極的に取り組んでいることがわかる。県全体の一般廃棄物排出量を見ても、858グラム/人日と全国平均より▲43グラム/人日も下回っている。

このように、静岡県は全国と比較しても廃棄物に関する取組みが進んでいるものの、廃棄物を削減するだけでなく資源として循環させるサーキュラーエコノミーへの転換を目指して、2022年度を開

始年度とした「第4次静岡県循環型社会形成計画」を策定した。この計画では、基本方針と具体的な施策、数値目標を定め、これまでの活動を更に進めるとともに新たな課題に対応した取組みを推進している。

環境のミカタが手掛ける環境コーディネート事業やエネルギーのリサイクルループなどは、このような施策の多くと合致しており、静岡県におけるサーキュラーエコノミーの実現に貢献している。

<第4次静岡県循環型社会形成計画の基本方針と施策>

基本方針1 3Rの推進			
廃棄物の発生抑制・再使用の推進	ア 衣・食・住で取り組む発生抑制 イ ごみ処理有料化の検討 ウ 排出事業者における廃棄物削減の取組の推進 エ 各種リサイクルの推進 オ リサイクル製品認定制度の普及推進 カ エネルギー回収の促進	プラスチックごみ対策の推進	ア 海洋プラスチックごみ防止の取組 イ プラスチック資源のリサイクルの徹底 ウ プラスチック代替素材への転換促進等
基本方針2 廃棄物適正処理の推進			
事業者指導の強化と優良事業者の育成	ア 排出事業者処理責任の指導の徹底 イ 産業廃棄物処理施設・処理業者への指導の強化 ウ 優良産廃処理業者認定取得業者の拡大 エ 電子マニフェストの普及促進 オ 自転車リサイクル法に基づく監視・指導の実施 カ 建設工事におけるパトロール等監視・指導の実施 キ 事業者表彰の実施 ク 産業廃棄物の適正処理の推進 ケ PCB廃棄物の適正処理の推進 コ ICTを活用した監視・指導	不法投棄対策の推進	ア 早期発見・早期撤去の取組拡大 イ 啓発活動等の推進 ウ 監視の強化 エ 関係者との緊密連携 オ ICTを活用した早期発見・監視
災害廃棄物の適正処理の推進	ア 静岡県災害廃棄物処理計画の充実 イ 広域連携体制の構築	廃棄物処理体制の充実	ア ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の推進 イ 不用品回収業者対策の強化 ウ 海岸漂着物対策の推進 エ 感染症対策による事業継続
基本方針3 サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり			
新たなプラスチック略の推進	ア 海洋プラスチックごみ防止の取組 イ プラスチック資源のリサイクルの徹底 ウ プラスチック代替素材への転換促進等	食品ロス対策の推進	ア 県民の意識啓発及び事業者等の取組促進 イ フードバンク等の取組への支援
循環産業の振興支援	ア 環境ビジネスの裾野の拡大 イ 静岡県環境ビジネス協議会への支援 ウ リサイクル製品認定制度の普及推進	住民等への啓発、関係機関との連携強化	ア 環境教育の推進 イ 消費者教育等の推進 ウ 各種表彰制度の実施 エ 静岡県環境衛生自治推進協議会連合会との連携 オ 関係機関との連携強化

資料：静岡県「第4次静岡県循環型社会形成計画」

【焼津市・藤枝市・志太広域事務組合 一般廃棄物処理基本計画】

環境のミカタの業務本部、事業統括本部が所在する焼津市および藤枝市と、2市の事務の共同処理や施設の共同設置・管理を行う志太広域事務組合では、計画期間を2017年度から2031年度の15年間とする「一般廃棄物処理基本計画」を策定している。2022年3月には、計画開始から5年を経過したため2021（令和3）年度改定版を策定し、カーボンニュートラルやプラスチック資源の循環的利用、SDGsなどを考慮した計画となっている。

2市および組合は、この計画の中で「資源の有効利用の促進」、「安全安心で環境にやさしいごみ処理の推進」、「循環型社会づくりに向けた協働の推進」の3つの基本方針と施策を定め、循環型社会の形成を目指している。

<2市および組合による一般廃棄物処理基本計画の基本方針と施策>

基本方針	基本方針に基づく主な施策
資源の有効利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) ごみの発生抑制の推進 (2) 物品の再使用の推進 (3) 資源の再生利用の推進 (4) エネルギー有効活用の推進
安全安心で環境にやさしいごみ処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭系の不適正排出者への指導 (2) 事業系の不適正排出者への指導 (3) 適正な分別排出をしやすい環境づくり (4) 社会的コスト負担のあり方の検討 (5) 収集サービスの向上 (6) 安全安心な処理体制の確立 (7) 環境美化の推進 (8) 災害時等におけるごみ処理体制の整備
循環型社会づくりに向けた協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境学習の推進 (2) 環境リーダーの育成 (3) 積極的な啓発・PRの実施 (4) 環境に配慮した生活や事業活動の促進

資料：焼津市・藤枝市・志太広域事務組合「一般廃棄物処理基本計画 2021（令和3）年度改定版」

環境のミカタの行政受託事業では、焼津市や藤枝市などでプラスチックのRPF化や生ごみの堆肥化に取り組んでおり、一般廃棄物処理基本計画における資源の再生利用の推進やエネルギー有効活用の推進、安全安心な処理体制の確立などといった施策に資する活動であり、環境に配慮した一般廃棄物処理に貢献している。

2. サステナビリティ活動

2-1 環境面での活動

(1) 環境保全に貢献する環境コーディネート事業

環境のミカタは、顧客から“環境問題は環境のミカタに任せよう”と思ってもらえる企業を目指して事業を手掛けており、あらゆるものが新たな形に姿を変え、循環する社会への移行を牽引すべく、同社の従業員は「環境コーディネーター」として、地域の自然環境を守っている。

主要事業となる環境コーディネート事業は、衛生的で健康的な住環境を実現するだけでなく、顧客に対して分別の理解を進めることで、サーマルリサイクルにおける前工程としての選別がほとんど不要な状態で回収したり、顧客による分別が困難な混合廃棄物については同社の高度な選別工程にて選別することで、リサイクル量の向上を図っている。

<リサイクル率の推移>

回次	リサイクル量 (トン)
第 43 期 (2018 年 10 月～2019 年 9 月)	12,213
第 44 期 (2019 年 10 月～2020 年 9 月)	14,456
第 45 期 (2020 年 10 月～2021 年 9 月)	16,499

廃プラスチック類を再生プラスチックの原料に加工するマテリアルリサイクルにも精力的に取り組んでいる。環境のミカタが処理する産業廃棄物のうち、廃プラスチック類の占める割合は 77.3%と非常に高く、同社が廃プラスチック類の再生に取り組む意義は大きい。また、不純物が多くマテリアルリサイクルに適さない廃プラスチック類に関しては、固形燃料である RPF として再生するサーマルリサイクルに取り組むことで、極限まで廃棄物を削減する構造となっている。このような、同社のリサイクル事業は、資源の有効活用や海洋に流れ出るプラスチックの削減にも貢献しており、環境問題の解決に資する活動である。動植物性残渣に関しても、堆肥化し地元農家へ供給することで循環型食品リサイクルループを形成している。

<ペレット製造量および RPF 製造量の推移>

回次	ペレット製造量 (トン)	RPF 製造量 (トン)
第 43 期	264	7,029
第 44 期	380	8,080
第 45 期	270	10,917

一般廃棄物についても、焼津市、掛川市などで回収した家庭系プラスチックごみ、スタイロ製の固形燃料化や藤枝市で回収した生ごみの堆肥化を行うなど、産業廃棄物同様リサイクルに努めることで、廃棄物の削減や資源の有効活用に貢献している。

(2) エネルギーのリサイクルループ

環境のミカタは、事業者が排出した動植物性残渣や汚泥・廃油などの産業廃棄物を回収し、リサイクル発電業者がバイオガス発電で創出した電力を、小売電気事業者を通して元の排出事業者へ還元する未来エネルギー供給事業に参画している。

<未来エネルギー供給事業の全体図>



資料：環境のミカタ パンフレット

この事業では、廃棄物を発電の燃料として活用し、再生可能エネルギーを創出することで、廃棄物の削減や資源の有効活用に加え、CO2 排出量の削減効果も認められる。温室効果ガス排出量の削減が社会的に求められる中、このようなエネルギーのリサイクルループの実現は、排出事業者にとってもメリットは大きく、県内事業者と契約を締結するに至っている。

また、藤枝市とは、一般家庭から回収した生ごみを発電に利用する「生ごみの資源化に関する連携協定書」を締結している。この協定は、アーキアエナジー株式会社と月島機械株式会社を含めた1市3社の協定であり、環境のミカタが生ごみの回収を担当し、アーキアエナジー株式会社が生ごみの粉碎・泥状化に関するノウハウを、月島機械株式会社が発酵してできたバイオガスを活用した発電のノウハウを藤枝市に提供する内容となっている。

(3) 周辺環境への配慮

環境のミカタの主要事業である環境コーディネート事業は、廃棄物の処理などの際に騒音や振動、粉塵、悪臭などが発生するリスクを孕んでいる。同社では、このようなリスクを低減するために、さまざまな対策に取り組んでいる。

廃棄物の中間処理施設を設置する際は、「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針（平成18年9月、環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策本部）」に基づく調査を必ず行っている。直近では、大気質（粉塵、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）、騒音、振動、悪臭、水質（BOD、COD、浮遊物質、その他）、地下水の流れについて調査項目を検討し、施設の稼働に伴う騒音と振動について調査している。

<調査対象工場での生活環境影響調査項目に選定する理由・しない理由一覧>

選定	調査項目		環境影響要因	選定する・しない理由
する	大気環境	騒音	施設の稼働	調査対象施設の稼働に伴い、騒音及び振動が発生するため、生活環境影響調査項目に選定する。
		振動		
しない	大気環境	大気質 (NO ₂ 、SPM)	廃棄物運搬車両の走行	1日あたりの廃棄物運搬車両の増加台数は、32台程度であり、廃棄物運搬車両の走行時間は8時～17時である。「平成27年度の道路交通センサスの結果（平日編）」によると、調査対象地へ廃棄物運搬車両が侵入する県道31号焼津榛原線の区間における昼間12時間自動車類交通量は上下合計で11,293台であり、運搬車両台数32台（往復分）の寄与率は約0.28%である。以上のことから廃棄物運搬車両の走行による生活環境へ及ぼす影響はほとんどないと考えられる。したがって、生活環境影響調査項目に選定しない。
		騒音		
		振動		
		大気質 (粉塵)	施設の稼働	調査対象施設は建屋内に設置されており、建屋には、オートシャッターが設置されている。搬出入時の開閉は極めて短時間である。また、場内では環境保全措置として、散水により破碎処理に伴う粉塵の発生を抑制している。以上のことから調査対象地周辺の生活環境へ影響を及ぼさないと判断し、生活環境影響調査項目に選定しない。

		悪臭	施設からの悪臭の漏洩	処理対象である「動・植物性残渣」は、パックなどの包装されたものであるため搬入を基本とし、内容は未使用の茶葉である。処理廃棄物の保管場所、処理設備等は屋内への配置とし、搬入等の作業を屋内でおこなうことで、臭気の漏洩を防止していることから、調査対象地周辺の生活環境へ影響を及ぼさないと判断し、生活環境影響調査項目に選定しない。
	水環境	水質	施設排水の排出	調査対象施設から排水は発生しないため、調査対象地周辺の生活環境へ影響を及ぼさないと判断し、生活環境影響調査項目に選定しない。
		地下水		

廃棄物運搬車両の走行に伴う二酸化窒素や浮遊粒子状物質、騒音、振動に関しては、周辺の生活環境への影響が少なく、施設の稼働に伴う粉塵や悪臭については対策を施しており、水質や地下水は排水の発生がないため生活環境影響調査項目に選定していない。調査項目となった騒音と振動は、環境保全措置を講じることで発生を低減し、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に定める基準をもとに設定した環境保全目標を下回る調査結果となった。

環境のミカタでは、このような廃棄物処理法に定められた生活環境影響調査を行うことで、施設の稼働に伴う周辺地域の生活環境への影響を抑制していることを各施設で確認している。調査を完了し、施設が稼働してからも環境保全措置の適切な実施を継続し、周辺地域の生活環境は守られている。

特に、動植物性残渣や一般家庭の生ごみを堆肥化する施設を擁する高柳リサイクルセンターでは、廃棄物を発酵させる工程で強い臭気が発生するため、段階的無臭化施設による完全脱臭を徹底している。発酵ガスの元となる粉体を除去することでガスの温度・濃度を下げた後に、微生物による発酵ガスの分解やフィルターでの細かな臭気物質の吸着を経て、最後に臭気の原因となる物質を燃焼させ、完全脱臭した空気を放出している。

<廃棄物処理施設における環境保全措置一覧>

項目	環境保全措置
騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・処理設備の建屋内への設置 ・建屋に破損がないか確認し、破損があれば直ちに修理 ・異常音が発生した場合は、直ちに修理
振動	<ul style="list-style-type: none"> ・アンカーボルトによる床への固定、ゆるみがあれば直ちに締める ・異常振動が発生した場合は、直ちに修理
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・処理設備の建屋内への設置 ・オートシャッター設置による搬出入時の開閉時間の短縮 ・散水や集塵機による粉塵発生抑制

悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・発酵ガスの段階的無臭化施設による完全脱臭 ・保管場所、処理設備などの屋内への設置、屋内での作業による漏洩防止
水質・土壌	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽による排水の無害化 ・コンクリート床防液堤の設置

さらに、同社は ISO14001 を取得し、体系化された環境マネジメントシステムを構築することで、全社一丸となって、このような環境リスクの低減活動に取り組んでいる。

そのほか、フロン排出抑制法や大気汚染防止法などといった環境保全に関する各種法令なども遵守しており、環境汚染や生活環境の悪化リスクを低減させている。

<環境のミカタが遵守する法令等一覧>

種別	規制法・行政指導	監督官庁
規制法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	環境省
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	環境省
	大気汚染防止法	環境省
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境省
	水質汚濁防止法	環境省
	悪臭防止法	環境省
	騒音規制法	環境省
	振動規制法	環境省
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）	環境省 農林水産省
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	環境省 国土交通省
行政指導	施設の設置及び維持管理の指導要綱	各自治体
	県外廃棄物の指導要綱	各自治体

（４）気候変動対策

環境のミカタでは、気候変動対策として事業活動に伴う CO2 排出量の削減に注力している。廃棄物の収集運搬時には、アイドリングストップやエコドライブの実施を、デジタルタコグラフを活用して点数評価することで低燃費走行を実現して使用エネルギーを削減している。

また、同社は中間処理工程となる全5工場において、アーバンエナジー株式会社が提供するCO2フリー電力メニューであるゼロエミプランを活用している。このプランは、電源構成をFIT（固定価格買取制度）にて調達した電力やその他の再生可能エネルギー由来の電力のみとすることで、CO2フリーを実現している。このようなプランを採用することで、同社の全工場ではCO2排出量0を達成している。将来的には、事業運営に必要なエネルギーを100%再生可能エネルギーで賄うことを目標とするイニシアチブであるRE100への加盟を目指している。

なお、同社の全ての工場に設置している太陽光発電システムにて創出された再生可能エネルギーについては、アーバンエナジー株式会社に売却しており、CO2フリー電力の実現に貢献している。

（5）排出する廃棄物の削減

環境のミカタは、自社の廃棄物の削減にも積極的に取り組んでいる。事務所などで発生するごみの分別やペーパークリップの活用などに加えて、最近ではDX化を推進することでペーパーレス化に注力している。社内の稟議書やマニュアルなどは全て電子化されており、FAXで受信したデータも印刷せずデータのまま確認している。社内情報は基本的にデータで共有することを徹底し、社外へ対しても、顧客へ提出する提案書や見積書をメールで送ったり、電子契約を交わすことで契約書などの作成を省略している。社内外での会議にはweb会議を活用し、紙の資料が排出されないよう工夫されている。

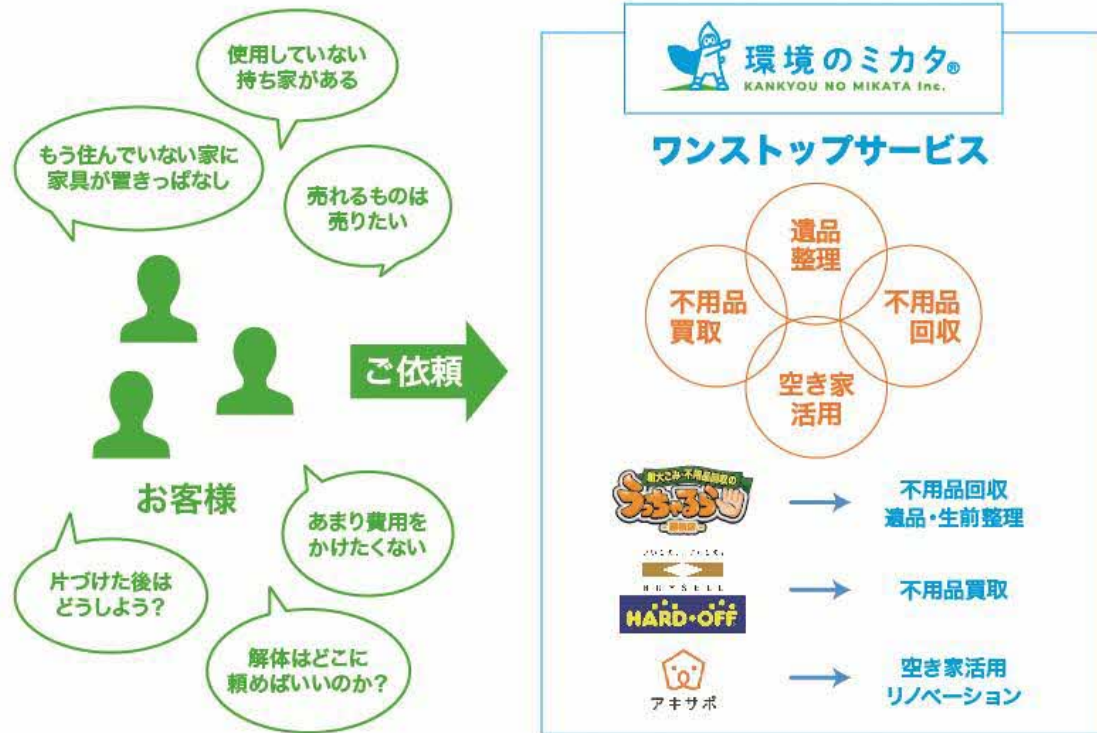
2-2 社会面での活動

（1）空き家問題まで解決するワンストップサービス

環境のミカタは、新規事業として空き家問題の解決に取り組んでいる。株式会社ジエクトワンが開発するアキサポネットへ加入し、業務提携することで、空き家の処分に困っている人々に対して、空き家の再生利用サービスを提供している。環境のミカタが、建物所有者から空き家を借り受け、リノベーション費用を全額負担し、住居や店舗として新たな利用者へ転貸される。建物だけでなく、空き家の中にある不用品なども同社が一括して請け負い、提携業者が回収・整理することで、所有者に負担を掛けることなく空き家の解消が可能となっている。

このワンストップサービスを提供することで、近年増加している空き家問題の解決につながり、住みやすい街を形成すると同時に、新たな住居や店舗の供給にも貢献する。

<ワンストップサービスのイメージ>



<アキサポのスキーム>



※アキサポは、株式会社ジェクトワンの登録商標です

提供：株式会社ジェクトワン

（２）ダイバーシティ経営の実践

環境のミカタでは、多様な人材の活用を推進している。性別や国籍、障がいの有無にかかわらず、従業員全員が差別のない環境で生き生きと働けるように職場を整えており、女性の活躍には特に注力している。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が2016年に施行され、2022年4月からは従業員数101～300名の事業主も対象に含まれるなど、女性の活躍の拡大が社会的に求められている。これに合わせ、環境のミカタでは女性がもっと輝ける会社になるよう女性活躍推進チームを発足させた。現在は、活動推進計画を策定中であり、女性が中長期的に活躍できるキャリアプランの形成を支援していく予定である。女性活躍推進法に基づき、計画期間を2022年4月から2025年3月の3年間とした一般事業主行動計画（女性活躍推進法）も策定しており、策定した取組みの実施状況が優良な事業主が認定をうけられる「えるぼし認定」の取得を目指している。同認定では、採用した従業員の女性比率を50%以上とする目標に対して、社内環境の確認・整備を行うことで女性採用を強化する取組みが評価されている。7名いる管理職に関しても、2名が女性であるなど、活躍の場は広がっている。

そのほか、外国人従業員は4名おり、生産管理担当や補助業務などを担い活躍している。監査役にも外国人を任命することで多様な視点を取り入れることに努めている。障がい者は雇用していないものの、廃棄物の手選別工程などの軽作業を地元のNPO法人などに積極的に業務委託しており、4名程度がほぼ毎日2時間ほど仕事をしている。

採用に関しても、新卒採用だけでなく中途採用も計画的に行っており、さまざまなバックボーンを持つ人材を採用している。

（３）成長支援制度

従業員の成長支援にも力を入れており、社内の職階別研修や外部研修の活用など従業員がキャリアアップできるよう体制を整えている。

職階別研修では、新入社員には入社時に社外講師を招いての研修や社内各部課長などによる研修、OJTなどの3カ月間の研修、中堅社員には社外セミナーへの参加やEラーニング、講習会への参加といったように、立場によって研修を変えたり、一般廃棄物の収集運搬担当者には安全教育システムを導入した年間を通じた教育、内勤新卒採用者や営業職などには法令にも定められている産業廃棄物の講習会を受講させるなど、仕事内容によって教育を変え、各人に求められるスキルが向上するよう工夫を凝らしている。

外部研修としては、東京中小企業投資育成株式会社のセミナーや公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが主催する講習会などへ参加させており、社内では経験できないような学びの場を提供することで能力および働きがいの向上につなげている。

(4) 労働環境の改善

環境のミカタは働き方改革を推進することで労働環境の改善にも取り組んでいる。NECの提供する働き方見える化サービスを導入しており、終業時刻になったらパソコンを強制的にロックすることなどで、長時間労働やサービス残業が発生しない環境を醸成している。

工場や回収現場などで作業している従業員は、クラウドの勤怠管理システムを導入しており、デジタルタコグラフなどで取得した車両情報も併せて勤務情報を確認し、長時間労働にならないよう管理している。労働時間が長時間化している従業員に対しては、工場長や部長などの管理者が指導することで是正している。

スポットクーラーの設置や水分、塩飴の配付など熱中症対策も行っており、ペレット化工程で大量の熱を放出するEP2では場内空調により快適な作業環境を実現している。個人宅の不用品回収を行う現場においては、パワーアシストスーツを2台導入することで、従業員の労働負担を軽減している。

また、同社は次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づき、計画期間を2020年12月から2022年11月の2年とした一般事業主行動計画（次世代法）を策定し、従業員が仕事と子育ての両立を図り、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるよう職場環境を整えている。育児休業の取得率の向上などを目標に定め、相談窓口の設置や社内周知に取り組んでおり、子育てサポート企業の証である「くるみん認定」の取得を目指している。

<一般事業主行動計画（次世代法）における3つの目標と対策>

	項目	内容
1	目標	計画期間内に育児休業の取得率等を次の水準以上にする。 男性社員…育休取得率7%以上（もしくは次世代法の男性育休参画のための独自制度の利用率7%以上） 女性社員…育休取得率75%以上
	対策	男性の育児参画促進のため、独自の休暇制度の検討および導入 男女ともに、育児休業制度や給付金等について説明会を実施 妊娠時や産休・育休についての相談窓口の設置と社内周知
2	目標	長時間労働の削減促進
	対策	勤怠管理のシステム導入により残業削減の意識を高める 残業の多い社員に個別面談、削減のための業務プロセス改善を検討 ノー残業デーの周知徹底
3	目標	計画的有給休暇取得の促進
	対策	ライフサポート休暇やファミリー休暇など、有給休暇促進のための休暇制度の検討 説明会等で働き方改革関連法案の概略および有給休暇5日以上取得の周知

そのほか、2022年4月に移転した同社営業部では、フリーアドレス制を導入するなど、多様な働き方を実現している。

労働災害対策についても、安全衛生委員会を設置し、安全パトロールを実施するなど、労働現場の安全に努めている。具体的には、工場の入口の割れている地面の修繕や保管量が多いため高く積み上がっていた危険な荷物の是正、車両点検が実施されていない車両の即時点検などに取り組んでおり、定期的な状況把握・改善を行っている。

(5) 情報管理の徹底

環境のミカタでは、顧客の廃棄物情報を確実に秘密保持するために、万全のセキュリティ体制を整え、情報セキュリティ基本方針も策定している。

<情報セキュリティ基本方針>

基本理念	
環境のミカタグループは、お客様の情報資産を取り扱う作業場で知り得た機密を厳守する事は当然の責務であると考えます。またこれら機密を保持する為の情報セキュリティ基本方針を定め、関係者がこれを遵守することによりお客様への有益なサービスの提供と信用確保に努めるものいたします。	
基本方針	
1	情報を保護の対象と位置付け、適切なセキュリティ対策を講じるものとし、機密指定のある製品及び廃棄物を取り扱う際にはより一層の注意を払い機密漏洩防止に努めます。
2	製品及び廃棄物の適正処理にあたっては当社社内ルールを制定し、それを遵守すると共に、不法投棄などの法規制違反、契約違反、倫理違反の発生を未然防止するべく厳格に内部統制いたします。
3	情報資産に対する新たな脅威についても情報セキュリティ対策の仕組みを構築し、継続的な改善に努めます。
4	本方針を全社員に周知徹底すると共に、情報セキュリティ教育を実施し、情報セキュリティに関する意識向上を図ります。

2003年12月に取得したISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証も2006年にはISO27001認証への移行が完了し、情報漏洩の防止や保護が適切に行われており信頼に足るものと認証機関から認定されている。このような認証は、個人情報や企業秘密に接することの多い金融機関やIT関連などといった大手企業の取得が中心であるものの、同社の環境コーディネート事業においても顧客情報の保護のために必須だと考え、産業廃棄物処理業では国内初の認証取得に至った。

廃棄物は、顧客や商品、流通経路、消費者、「廃棄されたこと」にまで至る情報を多様に反映していることが少なくない。同社では、このような情報の適切な記録と保存、厳密な伝達と開示のコントロールに加え、情報漏洩リスク低減のために環境のミカタ二原則「しゃべらない・持ち出さない」を定め、工場への防犯・管理カメラの設置や社員教育などに取り組み、情報漏洩事故 0 件を達成している。

2-3 経済面での活動

(1) 社会的ニーズに合致したブランド構築

環境のミカタでは、社会的ニーズに合致したサービスを提供することで強固で盤石なブランドを築いている。近年要請が強まる環境保全への取組みはもちろん、社会貢献につながる活動にも取り組み、事業を拡大している。

同社が行っているリサイクル事業は、環境に優しいだけでなく、RPF販売における売上の一部を、盲導犬育成事業を手掛ける公益財団法人日本盲導犬協会富士ハーネスに寄付することで、視覚に障がいを持つ方々の自立と社会参加を支援している。地域で排出された廃棄物が地域の視覚障がい者を支援するための橋渡しとしての役割を果たしている。

そのほか、保護者のいない児童や家庭環境に恵まれない児童などが生活する児童養護施設、小児がんなどの重い病気と闘っている子供たちと共に戦うファシリテッドッグ支援事業、子供への虐待のない社会の実現を目指すオレンジリボン運動、発展途上国の子供向けワクチンを提供するエコキャップ運動などへの寄付やボランティア活動にも参加しており、社会貢献に積極的に取り組んでいる。河川や海岸の清掃などといった地域貢献活動にも参加しており、地域に密着した地元企業としての信頼を得られている。

このような社会的に高まるニーズを満たす活動は、社会・地域貢献に資すると同時に、提供するサービスの付加価値向上、同社のブランド力向上にもつながり、結果的に事業の持続可能性を高めることとなっている。

(2) 他企業との連携

環境のミカタは、自社だけでは実現が困難な事業にも、他社と積極的に連携することで地域に多くのサービスを提供している。エネルギーのリサイクルループであるReエネルギー事業や空き家問題を解決するワンストップサービスなどのように、大規模な事業は特に 1 社で取り組むことは難しい。同社は、今後も他社とのパートナーシップを広げ、さらなるサービスの向上に努めていく方針を示している。

(3) 事業の継続性向上

近年、自然災害や感染症の蔓延など、不測の事態が起こることで事業の継続が困難になるリスクが高まっている。環境のミカタでは、産業廃棄物処理業者として社会的責務を果たすべく、そのようなリスクを低減するBCP（事業継続計画）を策定している。計画には、重要業務や目標復旧時

間、重要業務の継続に必要な要素・資源と再調達困難度、想定されるリスク、重要業務の継続戦略、事業継続の全体手順などについて詳細にまとめられており、非常時においても事業を継続できる可能性を高めている。

また、同社代表が副理事を務めている静岡県産業廃棄物処理協会は、静岡県と災害協定を締結しており、災害発生時には同社を含む協会員が災害廃棄物処理に対応することとなっている。そのほか、連結子会社である中部環境がガソリンスタンドを経営しており、災害時などにも収集運搬車の燃料を確保できるため、社会インフラである廃棄物の回収が行える体制も整えている。

3. 包括的分析

3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析

UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて、環境のミカタの環境コーディネート事業を中心に、網羅的なインパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクトとして「水」、「健康・衛生」、「雇用」、「エネルギー」、「文化・伝統」、「水（質）」、「土壌」、「生物多様性と生態系サービス」、「資源効率・安全性」、「廃棄物」、「包括的で健全な経済」が、ネガティブ・インパクトとして「健康・衛生」、「雇用」、「水（質）」、「大気」、「土壌」、「生物多様性と生態系サービス」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」が抽出された。

3-2 個別要因を加味したインパクト領域の特定

環境のミカタの個別要因を加味して、同社のインパクト領域を特定した。その結果、事業の中で使用できる水量の増加に寄与しておらず、有形文化財等の保全は行っていないこと、水質や土壌を改善する作業や生態系を改善・悪化させる取組みがないことなどから、ポジティブ・インパクトのうち「水」、「文化・伝統」、「水（質）」、「土壌」、「生物多様性と生態系サービス」を、ネガティブ・インパクトのうち「生物多様性と生態系サービス」を削除した。一方で、同社のサステナビリティ活動に関連のあるポジティブ・インパクトとして「住居」、「教育」、「気候」、「経済収束」を、ネガティブ・インパクトとして「人格と人の安全保障」、「経済収束」を追加した。

【特定されたインパクト領域】

	UNEP FI のインパクト分析ツール により抽出されたインパクト領域		個別要因を加味し 特定されたインパクト領域	
	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 (一連の固有の特徴がニーズを満たす程度)				
水	●	○	○	○
食糧	○	○	○	○
住居	○	○	●	○
健康・衛生	●	●	●	●
教育	○	○	●	○
雇用	●	●	●	●
エネルギー	●	○	●	○
移動手段	○	○	○	○
情報	○	○	○	○
文化・伝統	●	○	○	○
人格と人の安全保障	○	○	○	●
正義	○	○	○	○
強固な制度・平和・安定	○	○	○	○
質（物理的・化学的構成・性質）の有効利用				
水	●	●	○	●
大気	○	●	○	●
土壌	●	●	○	●
生物多様性と生態系サービス	●	●	○	○
資源効率・安全性	●	●	●	●
気候	○	●	●	●
廃棄物	●	●	●	●
人と社会のための経済的価値創造				
包括的で健全な経済	●	○	●	○
経済収束	○	○	●	●

3-3 特定されたインパクト領域とサステナビリティ活動の関連性

環境のミカタのサステナビリティ活動のうち、ポジティブ面のインパクト領域としては、環境コーディネート事業が、「健康・衛生」、「資源効率・安全性」、「廃棄物」に、空き家問題を解決する街のプロデュース事業が、「住居」に該当し、エネルギーのリサイクルループが、「エネルギー」や「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」に資する取組みと評価される。また、ダイバーシティ経営の実践や成長支援制度が、「雇用」や「教育」、「包括的で健全な経済」に、社会的ニーズに合致したブランドの構築や他企業との連携が、「経済収束」に該当する。

一方、ネガティブ面においては、長時間労働の防止や安全衛生委員会の設置などといった労働環境の改善が、「健康・衛生」、「雇用」に該当する。また、周辺環境に配慮した工場は、「健康・衛生」や「水（質）」、「大気」、「土壌」への貢献が認められるほか、気候変動対策や排出する廃棄物の削減が、「資源効率・安全性」や「気候」、「廃棄物」に資する取組みと評価できる。さらに、ISO27001 認証の取得などといった情報管理体制の構築や事業の継続性を高める BCP の策定などは、「人格と人の安全保障」、「経済収束」への寄与が認められる。




3-4 インパクト領域の特定方法






UNEP FI のインパクト評価ツールを用いたインパクト分析結果を参考に、環境のミカタのサステナビリティに関する活動を同社の HP、提供資料、ヒアリング等から網羅的に分析するとともに、同社を取り巻く外部環境や地域特性等を勘案し、同社が環境・社会・経済に対して最も強いインパクトを与える活動について検討した。そして、同社の活動が、対象とするエリアやサプライチェーンにおける環境・社会・経済に対して、ポジティブ・インパクトの増大やネガティブ・インパクトの低減に最も貢献すべき活動を、インパクト領域として特定した。




4. KPI の設定


特定されたインパクト領域のうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、環境のミカタの経営の持続可能性を高める項目について、以下の通り KPI が設定された。

4-1 環境面



インパクトレーダーとの関連性	健康・衛生、資源効率・安全性、廃棄物
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	環境保全に貢献する環境コーディネート事業
取組内容	一般廃棄物や産業廃棄物の収集運搬・処分事業。廃プラスチック類をペレット化するマテリアルリサイクルや RPF 化するサーマルリサイクル。循環型食品リサイクルループの形成。
SDGs との関連性	<p>11.1 2030 年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。</p> <p>12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p> <p>12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <p>14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p>   
KPI (指標と目標)	①2027 年までに、受け入れた産業廃棄物全体のリサイクル率を、現状の 89%から + 3 pt 増加させ、92%を達成する

インパクトレーダーとの関連性	エネルギー、資源効率・安全性、気候、廃棄物
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	エネルギーのリサイクルループ
取組内容	排出事業者から回収した産業廃棄物を活用したバイオマス発電にて創出された再生可能エネルギーによるエネルギーのリサイクルループ。藤枝市との生ごみの資源化に関する協定の締結。
SDGs との関連性	<p>7.1 2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。</p> <p>7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p> <p>9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p> <p>12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p> <p>12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>     
KPI（指標と目標）	①2025 年までに、エネルギーのリサイクルループに関する新規契約顧客数の累計を現状の 3 社から + 7 社増加させ、10 社を達成する

インパクトレーダーとの関連性	健康・衛生、水（質）、大気、土壌
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	周辺環境への配慮
取組内容	騒音・振動・粉塵対策を徹底した工場。堆肥化施設における完全脱臭。浄化槽による排水の無害化。
SDGs との関連性	<p>6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。</p> <p>11.6 2030 年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p>   
KPI（指標と目標）	<p>①騒音対策を継続し、自社工場の騒音を、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」が定める騒音規制基準を下回る水準で維持する</p> <p>②振動対策を継続し、自社工場の振動を、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」が定める振動規制基準を下回る水準で維持する</p>

インパクトレーダーとの関連性	気候
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	気候変動対策
取組内容	全工場でのCO2排出量0の達成。エコドライブなどの推進によるCO2排出量の削減。
SDGsとの関連性	13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 
KPI（指標と目標）	①気候変動対策を継続し、自社工場高圧電力使用から排出するCO2を0kg-CO2で維持する

4-2 社会面

インパクトレーダーとの関連性	雇用、包括的で健全な経済
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	ダイバーシティ経営の実践
取組内容	女性活躍支援チームの発足。外国人の雇用。障がい者への業務委託。
SDGsとの関連性	5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。  
KPI（指標と目標）	①2032年までに、女性従業員比率を現状の20%から+20pt増加させ、40%を達成する

5. 地域経済に与える波及効果の測定

環境のミカタが本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの KPI を達成することによって、目標とする 5 年後の売上高および従業員数を確認した。

「平成 27 年静岡県産業連関表」を用いて、静岡県経済に与える波及効果を試算すると、この目標を達成することによって、環境のミカタは、静岡県経済全体に年間 68 億円の波及効果を与える企業となることが期待される。

6. マネジメント体制

環境のミカタでは、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、渡辺和良代表取締役が陣頭指揮を執り、社内の制度や計画、日々の業務や諸活動等を棚卸しすることで、自社の事業活動とインパクトリーダーやSDGsとの関連性、KPIの設定について検討を重ねた。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、渡辺和良代表取締役を最高責任者、青木克之取締役を実行責任者として、総務部が中心となって展開していく。全体会議などを通じて社内へ浸透させ、KPI の達成に向けて全従業員が一丸となって活動を実施していく。

最高責任者	代表取締役 渡辺 和良
実行責任者	取締役 青木 克之
プロジェクトリーダー	部長 田中 健吾
担当部署	総務部

7. モニタリングの頻度と方法

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成および進捗状況については、静岡銀行と環境のミカタの担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。

静岡銀行は、KPI 達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは静岡銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成した KPI に関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合は、静岡銀行と環境のミカタが協議の上、再設定を検討する。

以上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、静岡経済研究所が、静岡銀行から委託を受けて実施したもので、静岡経済研究所が静岡銀行に対して提出するものです。
2. 静岡経済研究所は、依頼者である静岡銀行および静岡銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する環境のミカタから供与された情報と、静岡経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者および本件問合せ先>

一般財団法人静岡経済研究所

企画調査部 研究員 中澤 郁弥

〒420-0853

静岡市葵区追手町 1-13 アゴラ静岡 5 階

TEL : 054-250-8750 FAX : 054-250-8770



第三者意見書

2022年6月30日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

環境のミカタ株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社静岡銀行

評価者：一般財団法人静岡経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、静岡銀行が環境のミカタ株式会社（「環境のミカタ」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、静岡経済研究所による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。静岡銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し静岡経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、静岡銀行及び静岡経済研究所にそれを提示している。なお、静岡銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC の定義に拠っている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

静岡銀行及び静岡経済研究所は、本ファイナンスを通じ、環境のミカタの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、環境のミカタがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

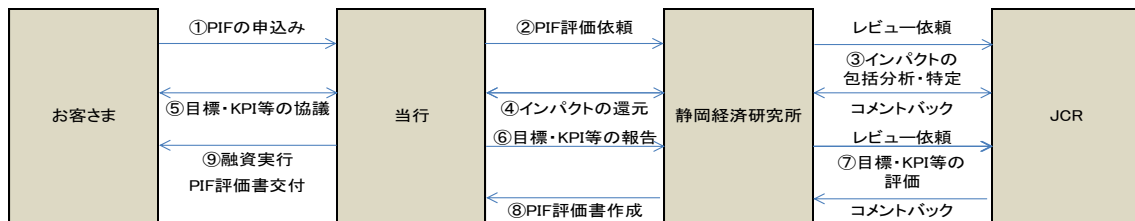
PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、静岡銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 静岡銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(出所：静岡銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、静岡銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、静岡銀行からの委託を受けて、静岡経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て静岡経済研究所が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、静岡経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら



ら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である環境のミカタから貸付人である静岡銀行及び評価者である静岡経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融资時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

川越 広志

川越 広志

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)



JCR Sustainable
PIF for SMEs

■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル